

2019年度 現地研修会（上田市）

～結婚差別事件・差別戒名問題を通して同和問題を考える～
須坂市人権のまちづくり推進会議・企業人権教育推進会議 合同研修会



相森中学校1年 中野伶菜さん

結婚差別事件

1960（昭和35）年、現上田市出身の南沢恵美子さんは、愛媛県の青年と結婚しましたが、その後の身元調査により一変し、部落差別を受け、だれ一人頼る人もなく、守ってくれる人もなく、夫の家の激しい差別に耐えきれずに自死してしまった事件がありました。両親にあてた遺書が同和教育教材『あけぼの』にも掲載され、多くの方が大きな衝撃と悲しみ、憤りを覚えました。2017（平成29）年に、人権センターながのにより、この事件の全貌をまとめた冊子『恵美子さんの想いをつなぐ』が発表され、当時の時代背景、部落問題への偏見、身元調査の実態、相手方とのやりとりとその差別性、裁判への展開等が詳細に伝えられたのです。

事前学習会では、この冊子をもとに、そうした全容を理解しました。現地研修会では、当時の社会教育を担当されていた公民館主事さんにも出席していただき、当時の驚きと無念さ、地域での見直しと立て直し、学習の必要性に願いを込めたお話をいただきました。参加者一同、二度と繰り返してはならない思いを強めることができました。

すくいの手
あなたはきっと
だせるはず

井上小学校6年 堀内大和さん

差別戒名問題



事前学習会では、差別戒名の実態について学習を深めました。死後においても差別されていたことに、はかり知れない悔恨の念を覚えます。

また、差別戒名が刻まれた墓石は、身元調査にも使われていたことを思えば、決して過去の問題ではなく、今につながって私たちが問われている問題なのです。

現地研修会では、そのような墓石に手をあわせ、「墓石の前にたたずむと、当時の皆さんの思いが語られているように思えた」と話す参加者もいました。

友達の
かがやく個性
見つけよう

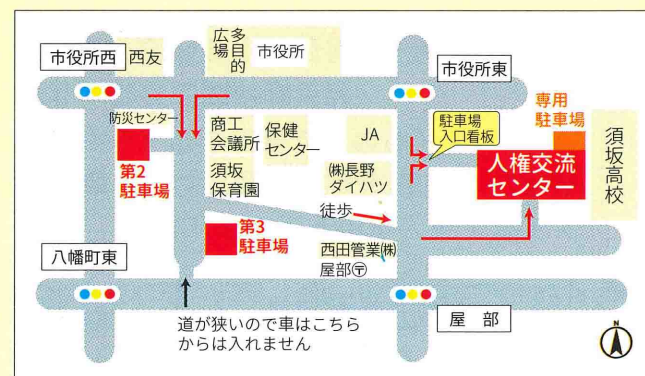
日野小学校4年 齊藤利菜さん

人権交流センターの利用について

<問い合わせ・相談> 9:00～17:00

<土・日・祝日は休館、貸館の利用は可>

- 相談コーナー
- 第2・3会議室（2階）※エレベーターはありません
最大100人収容、会議・研修会（机・椅子完備）
- 料理実習室（1階）
バリアフリー、料理交流会等にも利用可
- 会議室（1階）最大40人収容、会議・研修会可
- 図書閲覧、DVD・ビデオ・人権パネル・図書類等の貸出可



須坂市人権交流センター

人権同和政策課、人権同和教育課
〒382-0094 須坂市大字小山1264-4
TEL (026) 245-0909 FAX (026) 245-1045

保存版

人権教育啓発資料

人間を大切にする 明るい社会をめざして

差別の芽
未来に残さず
つみとろう！

須坂高校 三木由紀乃さん



高甫小学校5年 小山楓姫さん

理解して
無くす偏見
減る差別

墨坂中学校3年 茂野美玲さん

2019年度 小・中学生、高校・一般応募作品最優秀賞の標語・ポスターです

2019年4月19日、アイヌ新法ともいわれる「アイヌ民族支援法」の制定により、初めてアイヌの人々の先住民族としての尊厳が認められました。これは、長年の願いの実現であり、多様性と基本的人権の尊重を基盤とした社会づくりへの明るい前進です。

市民の皆様におかれましては、人権の確立に向けた日常生活のあり方を振り返り、人権問題を自らの課題として、引き続き、共に取り組んでいただきますようお願いいたします。

須坂市・須坂市教育委員会
須坂市人権のまちづくり推進会議
須坂市企業人権教育推進会議



誰もが安心して暮らせるまちに



アイヌ民族支援法（2019年4月成立）

アイヌ新法ともいわれるこの法律は、初めてアイヌの人々を「先住民族」と明記し、アイヌの文化や産業、観光の振興に向けた交付金制度を創設するというものです。

明治期に、北海道の開拓が本格的に進められましたが、開拓とともに、アイヌの人々の生活の場を奪うことにもなり、アイヌの人々に対する理解が不十分なために、アイヌの人々に対する偏見や差別という現実がありました。

1899（明治32）年の保護法でも、アイヌの人々を和人に同化させようとする目的が強く、アイヌの人々の収入源であった漁業や狩猟、アイヌ固有の習慣や風習などが禁止されるというものでした。

2007年に、国連で「先住民族の権利宣言」が採択され、翌年、日本の国会でも「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議」が採択され、新しい動きが見られたのです。

（参考「人権つうしん第57号」）

カネトの物語を知っていますか？

アイヌの酋長^{しゅうちょう}だった川村カネトさんは、アイヌの測量技術を使い、長野県の伊那から飯田、愛知県まで延びる飯田線の敷設を担いました。カネトさんは、飯田線敷設の際、アイヌ民族ということだけで差別や反抗を受けました。しかし、そうしたことに負けず、任された使命を全うし、無事に開通工事が完了したという歴史があります。

差別解消に向けた人権3法（2016年成立）

障害者差別解消法（2016年4月～）

障がい者を理由とする不当な差別的取扱いの禁止と必要かつ合理的な配慮の提供
障がい者の「生きづらさ」「こうであれば」等の声を反映した社会づくりへの道が開かれました。
障がいのある人もない人も、誰もが暮らしやすいまちづくりにはコミュニケーションが大切です。

ヘイトスピーチ解消法（2016年6月～）

国外出身者に対する侮辱や憎悪をあおるヘイトスピーチの禁止

2017年には、各自治体からの要望で、法務省からヘイトスピーチの具体例（〇〇人は殺せ、祖国へ帰れ等）が示されました。ネット上へのヘイト書き込みも同様に許されないものとなっています。

部落差別解消推進法（2016年12月～）

部落差別が現在もなお存在することが明らかにされ、さらに、ネットの普及にともない、誤った情報の拡散、差別の助長・誘発が懸念されています。一人一人の正しい判断力づくりが大切です。

『私は、「この人」と思った。家族は、「どこの人？」と言った』という人権啓発ポスター標語を見て、皆さんはどのように感じますか。この標語の中に、差別解消に向けたヒントが込められています。結婚って何？一緒に生きていくために大切なことは何…？が問われている標語です。

性の多様性を学ぶ ～性的少数者の人権～

- ・生まれついたからだの性別（生物学的性）…「男」「女」
- ・自覚する性別（性の自己認識）…「自分は男」「自分は女」「よくわからない人」
- ・どういう性別を好きになるか（恋愛対象）… 同性愛者、異性愛者、両性愛者、よくわからない人



私たちの中には、「からだは〇〇だけど、ここはそうじゃないんだ」という人も当然います。

そうした生まれついた性別にとらわれない性別のあり方をもつ人をトランスジェンダーといい、体と心の性別が重なる人はシスジェンダーといいます。また、どちらの性別であれ、固定された性別のいずれでもないというエックス（X）ジェンダーの人たちもいます。まさに性のあり方は多様です。

こうした学びを素地に、一人一人の人権（生き方）を共に考えていきましょう。

寄りそう力でともに成長を ～児童虐待の防止～

児童虐待とは

- ・身体的虐待 …… 打撲、内出血、骨折、やけど、頭部外傷等
 - ・性的虐待 …… 性的暴力、性的行為の強要
 - ・ネグレクト …… 養育放棄、食事・衣類・住居について極端に無関心、怠慢
 - ・心理的虐待 …… 言葉による脅迫、無視、拒否、兄弟姉妹間での極端な差別
- 特に、子どもの前で暴力をふるう「面前DV」を、警察が心理的虐待と位置づけ、児童相談所に通告するケースが増えています。

児童虐待防止法・児童福祉法の改正

「しつけ」を理由に暴力をふるう親の「体罰」は法律で禁止されます。

子に寄りそうことは、決して甘えを許すということではなく、その子なりの健全な成長を促す姿です。そのための親の学びや子育て相談等も大切になるのではないのでしょうか。

DVとは

ドメスティック（家庭内）・バイオレンス（暴力）の略です。

配偶者や恋人など、親密な関係にある、または、あった者からふるわれる暴力という意味で使われることが多く、いわゆる虐待問題にもつながります。

DVには、サイクルがあり、蓄積期、爆発期、安定期を循環します。暴力をふるわれても、優しくされるので、被害から逃げられないという心理も働きます。

DVの根底には、相手を見下すという差別意識があるといわれており、互いの人権を尊重しあう関係づくりを進めていくことが大切です。